

放送法第20条第2項の業務の委託に関する基準

- 1 放送法第20条第2項の業務の一部を日本放送協会以外の者に委託する場合については「業務委託基準（会長指示（平成1.10.1）」を基準として準用するものとする。この場合において、業務委託基準第1条「この基準は、放送法（昭和25年法律第132号）第23条の規定に基づき、日本放送協会（以下「協会」という。）が次に掲げる業務の一部を協会以外の者に委託する場合について」については「この基準は、放送法第20条第2項の業務の一部を日本放送協会（以下「協会」という。）が協会以外の者に委託する場合について」、同第2条第1項中「前条第1号又は第2号」とあるのは「前条」と読み替えるものとする。
- 2 この基準は、平成29年3月1日から適用する。